

件 名	住宅密集地における宗教施設の斎場機能利用に係るガイドラインの策定並びに周辺住民への説明会実施及び住民同意の義務付けを求めることに関する陳情		
提 出 者 住 所 氏 名	墨田区立川●●●●●●●●●● ● ● ● ●		
受理年月日	令和8年1月28日	受理番号	第17号

要 旨

- 1 住宅密集地にある宗教施設において、遺体の安置や葬儀等を行う際の「公衆衛生」「交通安全」「騒音防止」に関する墨田区独自のガイドラインを事前に策定すること。
- 2 事業者に対し、周辺住民（太平3丁目及び近隣地域）を対象とした公的な住民説明会の開催を指導し、情報の完全開示を徹底させること。
- 3 施設運用に当たっては、周辺住民の心理的不安を解消し、地域社会との共生を図るため、事業者に対し、周辺住民の理解と同意を得るプロセスを義務付けること。
- 4 住民の同意が得られないまま実質的な斎場運用が行われる場合には、区として厳正な行政指導及び事業の中止を含めた実効性のある措置を講じること。

(理 由)

現在、墨田区太平3丁目5-1において進行中のイスラム礼拝施設建設設計画に関し、当該施設が住宅密集地における実質的な「斎場」として運用されることに対し、周辺住民は強い心理的不安と生活環境の悪化を危惧しています。墨田区におかれましては、住民の安心・安全な生活を守る福祉の観点から、宗教施設での遺体安置・葬儀運用に関する独自のガイドラインを策定すること、並びに事業者に対し周辺住民への丁寧な説明会を実施すること、及び事業継続に当たっての住民同意を義務付けることを強く要望いたします。

1 住環境保護のためのルール（ガイドライン）の必要性

当該予定地は住宅が極めて密集して立ち並ぶ地域であり、葬儀に伴う遺体搬送や多人数が集う活動は、騒音、交通障害、公衆衛生上の懸念など、住民の日常生活に深刻な影響を及ぼします。既存の法制度では対応しきれない「宗教施設内の斎場機能」について、墨田区独自の厳格な運用基準（ガイドライン）を設け、住宅地としての平穏を維持すべきです。

2 説明会の実施と情報の透明性

現在、住民の間では具体的な運用の実態が見えないことから不安が拡大しています。事業者がどのような衛生管理を行い、どのような頻度で葬儀等を行うのか、公的な場での説明を義務付けるべきです。住民の福祉を軽視したまま計画を強行することは、地域コミュニティの分断を招き、健全な区政運営を妨げる要因となります。

3 住民の同意を基本とした合意形成の義務付け

憲法が保障する「平穏に生活する権利」及び「福祉的環境を享受する権利」に鑑み、住民の意向を無視した施設運用は許されるべきではありません。特

に斎場機能のような心理的影響の大きい事案については、周辺住民の一定の同意を得ることを事業継続の必須条件（義務）とするよう、行政の強力な指導を求めます。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上